

別紙

協議事項(2) 議員定数・報酬の検討方法について

議員定数は「審議してもらう付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討する」とされたので、報酬の審査方法も含め、各会派の意見をとりとめ、検討を始める。

【会派の意見】

会派名	意見
鷲ヶ巣会	(議員定数) (報酬)
新政村上	(議員定数) (報酬)
清流会	(議員定数) (報酬)
市政クラブ	(議員定数) (報酬)
高志会	(議員定数) (報酬)
日本共産党	(議員定数) (報酬)